

東村山市剣道連盟における倫理に関するガイドライン

令和2年9月14日制定

(目的)

東村山市剣道連盟(以下「連盟」という。)は東村山市における剣道の普及発展を期し、剣道の理念に基づく剣の修練による会員の間形成を目指すとともに会員相互の親睦融和を図り、合わせて上部団体及び関係団体との緊密な連携を保つことを目的とする。

したがって、役員はもとよりすべての会員は、目的を自覚し剣道修練の心構えである、旺盛な気力を養い、礼節をとうとび、常に自己の修養に務めて、剣道理念の実践を図らなければならない。

しかしながら、様々な武道やスポーツ団体において、金銭の授受や指導者による暴力や体罰に関する報道、告発も依然続いている。

また、反倫理的行為(指導者の競技選手に対する暴力、セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など)あるいは補助金の不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生している。

このような状況を十分に考慮し、連盟は、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていくために必要な倫理に関する諸事項を、以下の通りガイドラインとしてまとめた。

連盟においては、役職員、剣道指導者、主催大会・行事などに携わる審判をはじめとする運営関係者、並びに剣道を学ぶ会員を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、本ガイドラインの徹底を図るとともに、引き続き体制の整備を進めていくこととする。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等について

役職員、剣道指導者等は、以下の事項に留意しなければならない。また、連盟は、これらの者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を徹底指導する。

- (1) 組織の運営又は剣道を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、お互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に指導的立場にある者は、選手、剣道を学ぶ者等への指導の際、暴

力、パワーハラスメント行為と受け取られるような行為には十分留意すること。

- (2) 剣道を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワーハラスメント行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役職員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを絶対に行わない。連盟は、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていく。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを確認すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャル・ハラスメントになり得ることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快を感じた場合は、無視せず相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。

(注意・・・無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある)

3. 差別について

剣道連盟関係者は、合理的理由なく、人種・民族、性別、年齢等による差別を行ってはならない。

4. 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等の関係のあり方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に務めなければならない。

- (1) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動を強制しないこと。
- (2) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事など携わる関係者及び選手等に与えないこと。
- (3) プライバシー(個人的人権)の問題については、役員・監督・審判員等

指導的立場にある者及び選手等がそれぞれ十分配慮すること。

- (4) 選手人選の公平性、公明性
5. 級位審査員と受審者等との関係について
級位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、審査を行わなければならない。
 - (1) 審査に関しての金品の授与は絶対に行わないこと。
 - (2) 審査についていささかも疑念が持たれないよう、その言動は厳に慎むこと

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 不正行為について
連盟会員は、次に示すような行為は、厳に禁ずる。
 - (1) 組織内外の金銭の横領など
 - (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
 - (3) 組織内外における不適切な指導又は監査

III. 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項

1. 安全・事故防止
指導的立場にある者並びに会員は、剣道の実践において、常に安全への配慮、事故防止に努めなければならない。
2. 一般社会人としての社会規範
本ガイドラインに示す対象者は、剣道の稽古時や日常生活においても社会規範としての習慣、道徳、法律を強く意識・励行し社会秩序の維持に努めるものとする。